

議案第89号

新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年12月4日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「者」を「者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の基礎資格の見直しを行うため、本案を提出する。